

自 令和 5年 5月 1 1日

至 令和 5年 5月 1 1日

## 第 3 回遠別町議会(臨時会)

遠 別 町

第3回遠別町議会（臨時会）議事日程

令和5年5月11日

午前10時00分 開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名	提案者
		臨時議長紹介 臨時議長就任（年長議員） 開会宣言 町長招集挨拶 議員の自己紹介 説明員の自己紹介	臨時議長
1		開議宣言	臨時議長
		仮議席の指定	〃
2	選挙第 1号	遠別町議会議長の選挙について	〃
3		会議録署名議員の指名	議 長
4		会期の決定	〃
5		諸般の報告	〃
6	選挙第 2号	遠別町議会副議長の選挙について	〃
7		議席の指定	〃
8		常任委員会委員の選任	〃
9		議会運営委員会委員の選任	〃
10	選挙第 3号	西天北五町衛生施設組合議会議員の選挙について	〃
11	選挙第 4号	北留萌消防組合議会議員の選挙について	〃
12	同意第 1号	監査委員の選任について	町 長
13	同意第 2号	監査委員の選任について	〃
14	報告第 5号	専決処分の承認について（遠別町税条例の一部改正につ いて）	〃
15	報告第 6号	専決処分の承認について（令和4年度遠別町一般会計 補正予算（第9号））	〃
16	報告第 7号	専決処分の承認について（令和4年度遠別町簡易水道特 別会計補正予算（第3号））	〃
17	議案第27号	財産の取得について（ロータリ除雪車）	〃
18	議案第28号	令和5年度遠別町一般会計補正予算（第1号）	〃
19		議会運営委員会の調査活動について	議 長

会議の経過

令和5年 5月11日

	事務局長	<p>柳井宏紀君</p> <p>おはようございます。本日は、一般選挙後、初めての議会でありますので、私、事務局長が臨時議長の紹介をさせていただきます。本臨時会は、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっております。出席議員中、大石幸夫議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。大石幸夫議員、議長席へ着席願います。</p>
	臨時議長	<p>大石幸夫君</p> <p>只今紹介されました、大石です。局長紹介のとおり、地方自治法第107条の規定により、私が臨時の議長の職務を行うことになりました。もとより、議長選挙までの限られた期間ではありますが、議員各位のご協力によりまして、無事、任務を果たしたいと存じます。何卒、格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。</p>
開 会	臨時議長	<p>大石幸夫君</p> <p>只今から、令和5年第3回遠別町議会臨時会を開催します。会議に先立ち、町長から本日の会議招集の挨拶をいたします。</p>
	町長	<p>笹川洸志君</p> <p>皆さんおはようございます。遠別町議会議員選挙後、初めて議員各位をお迎えをしておける議会の開会にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。議員各位におかれましては、この度の遠別町議会議員選挙におきまして、無投票ではありますが、町民の皆様の期待を担われて当選をされました。8名の皆さん、誠にありがとうございます。心よりお祝いを申し上げます。新型コロナウイルスの影響及びロシア・ウクライナ情勢の悪化により、依然として、物価高が続き、町民生活が厳しい状況下にあることは、議員の皆様もご承知のとおりだというふうに思います。本町の令和5年度における行財政運営につきましては、去る3月議会定例会におきまして、説明を申し上げ、全てご議決をいただきましたが、今後予定している、旧とんがりかんの改修事業及び遠別中学校改築事業などの大型事業を見据え、財政の健全化はもとより、町民に対する親切丁寧な説明を行い、十分に理解してもらえよう、行政としての説明責任を果たすよう、附帯意見をいただきました。そのご意見を真摯に受け止め、様々な方法で、町民の皆様の理解が得られるよう、説明をしてまいりたいと考えております。このほかにも、産業の振興、雇用の拡大、ゼロカーボンの推進など、多くの課題がありますが、全力で町政運営に取り組んでまい</p>

	<p>ります。私は町政運営の基本とする、遠別町の次の時代を見据える感覚と、将来のビジョンをもって、「孫・子に残せるえんべつ」また「町民と同じ目線で」をキーワードに、遠別町に生まれて、育って、住んでよかったと思える、心豊かな活力あふれる町づくりを推し進めていくことが、私の責務であると考えております。若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶え、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点に立ち、全力を傾けて取り組んでいく所存であります。何卒、議員各位におかれましては、温かいご理解をいただき、遠別町の発展のため、格別のご指導、ご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げます。結びになります。議員の皆様には、今後益々ご健勝で、ご活躍くださるようご祈念をいたしまして、甚だ簡単ではありますが、招集にあたりましてのご挨拶にかえさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いたします。</p>
臨時議長	<p>大石幸夫君</p> <p>次に、皆様顔見知りと思っておりますが、議員各位から自己紹介を行います。臨時議長席から向かって左側より着席順に行います。2番白井金治君からどうぞ。</p> <p>(仮議席順に議員自己紹介)</p>
臨時議長	<p>大石幸夫君</p> <p>引き続き、本日出席しております説明員の方々の自己紹介をお願いします。最初に、農業委員会会長お願いたします。</p> <p>(会長自己紹介)</p>
臨時議長	<p>大石幸夫君</p> <p>次に、副町長、教育長の順でお願いいたします。</p> <p>(副町長、教育長自己紹介)</p>
臨時議長	<p>大石幸夫君</p> <p>次に、総務課長から席の順にお願いします。</p> <p>(総務課長から病院事務長まで自己紹介)</p>
臨時議長	<p>大石幸夫君</p> <p>病院事務長が終わってから、出納室長、教育次長、お願いします。</p> <p>(出納室長、教育次長、自己紹介)</p>
臨時議長	<p>大石幸夫君</p> <p>次に、議会事務局長、お願いします。</p> <p>(議会事務局自己紹介)</p>
開 議	<p>臨時議長</p> <p>大石幸夫君</p> <p>それでは、本日の出席議員は8名全員であります。本日の会議</p>

		を開きます。
日程第 1	臨時議長	大石幸夫君 日程第 1、仮議席の指定を行います。仮議席は、只今着席の議席を指定します。暫時休憩します。
		休憩（10：10） 再開（10：11）
日程第 2	臨時議長	大石幸夫君 休憩を解き会議を開きます。日程第 2、選挙第 1 号、遠別町議会議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。選挙の方法は、無記名投票によって行います。議場の出入口を閉めてください。 (議場封鎖)
	臨時議長	大石幸夫君 只今の出席議員は 8 名です。次に、立会人を指名します。会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立会人に白井金治君、小森嘉孝君を指名します。投票用紙を配ります。 (投票用紙配付)
	臨時議長	大石幸夫君 投票用紙の配付漏れはありませんか。 (「なし」との声あり)
	臨時議長	大石幸夫君 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。 (投票箱の点検)
	臨時議長	大石幸夫君 異状なしと認めます。投票は単記無記名です。投票にあたっては、事務局長に点呼させますので、呼ばれた議員は、順次、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票してください。なお、臨時議長の投票ではありますが、遠別町議会運営に関する基準を準用し、臨時議長席で投票いたします。
	事務局長	柳井宏紀君 白井金治議員。 (投票)
	事務局長	柳井宏紀君 小森嘉孝議員。 (投票)
	事務局長	柳井宏紀君 山本仁美議員。 (投票)

事務局長	柳井宏紀君 橋本初昭議員。
	(投票)
事務局長	柳井宏紀君 白幡広喜議員。
	(投票)
事務局長	柳井宏紀君 國部雅人議員。
	(投票)
事務局長	柳井宏紀君 山下悟議員
	(投票)
事務局長	柳井宏紀君 大石幸夫臨時議長。
	(投票)
臨時議長	大石幸夫君 投票漏れはありませんか。
	(「なし」との声あり)
臨時議長	大石幸夫君 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。立会人の立会いを願います。
	(開票)
臨時議長	大石幸夫君 選挙の結果を報告します。投票総数8票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。投票総数の内、有効投票8票。無効投票0票。有効投票の内、小森嘉孝君8票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は2票です。8票です。したがって、小森嘉孝君が議長に当選されました。
臨時議長	大石幸夫君 議場の出入口を開きます。
	(議場開放)
臨時議長	大石幸夫君 只今議長に当選されました、小森嘉孝君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。暫時休憩します。
	休憩 (10:21) 再開 (10:21)

	臨時議長	大石幸夫君 休憩を解き、議長に当選されました…会議を再開します。議長に当選されました、小森嘉孝君から発言を求められておりますので、これを許します。はい、小森嘉孝君。
	(3番)	小森嘉孝君 お許しをいただきましたので、議長就任にあたり、ご挨拶させていただきます。只今の選挙によりまして、議員皆様方のご推挙により、議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄であり、衷心より感謝を申し上げます。また、この重責を痛感している次第であります。私は、浅学菲才の身ではございますが、町政の推進と議会の円滑な運営に全力を挙げ、町民の期待と信頼に応えるべく、最善の努力を傾注する所存でございます。何卒、議員の皆様方及び理事者各位の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
	臨時議長	大石幸夫君 只今当選されました、小森議長の就任承諾の挨拶が終わりましたので、案件の選挙第1号中、議長氏名欄に小森嘉孝と記入願います。これを持ちまして、臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。小森議長、議長席にお着き願います。暫時休憩します。
		休憩(10:24) 再開(10:40)
日程第3	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。日程第3、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、山本仁美君、橋本初昭君を指名します。
日程第4	議長	小森嘉孝君 日程第4、会期の決定の件を議題とします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決しました。
日程第5	議長	小森嘉孝君 日程第5、諸般の報告を行います。議長としての報告は印刷し、配付しているとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

日程第6	議長	小森嘉孝君 日程第6、選挙第2号、遠別町議会副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。選挙の方法は、無記名投票によって行います。議場の出入口を閉めます。 (議場閉鎖)
	議長	小森嘉孝君 只今の出席議員は8名です。次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大石幸夫君、白幡広喜君を指名します。投票用紙を配ります。 (投票用紙配付)
	議長	小森嘉孝君 投票用紙の配付漏れはありませんか。 (「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。 (投票箱の点検)
	議長	小森嘉孝君 異状なしと認めます。投票は単記無記名です。投票にあたっては、事務局長に点呼させますので、呼ばれた議員は、順次、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票してください。なお、議長の投票がありますが、遠別町議会運営に関する基準を準用し、議長席で投票します。
	事務局長	柳井宏紀君 大石幸夫議員。 (投票)
	事務局長	柳井宏紀君 白井金治議員。 (投票)
	事務局長	柳井宏紀君 山本仁美議員。 (投票)
	事務局長	柳井宏紀君 橋本初昭議員。 (投票)
	事務局長	柳井宏紀君 白幡広喜議員。 (投票)



事務局長	柳井宏紀君 國部雅人議員。
	(投票)
事務局長	柳井宏紀君 山下悟議員。
	(投票)
事務局長	柳井宏紀君 小森嘉孝議長。
	(投票)
議長	小森嘉孝君 投票漏れはありますか。
	(「なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。立会人の立会いを願います。
	(開票)
議長	小森嘉孝君 選挙の結果を報告します。投票総数8票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。投票総数の内、有効投票8票。無効投票0票であります。有効投票の内、國部雅人君、8票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は2票です。したがって、國部雅人君が副議長に当選されました。
議長	小森嘉孝君 議場の出入口を開きます。
	(議場開放)
議長	小森嘉孝君 只今、副議長に当選されました、國部雅人君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。國部雅人君から発言を求められておりますので、これを許します。
(7番)	國部雅人君 お許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げます。今回、議員の皆様方のご推挙によりまして、副議長に選ばれましたことは、この上もなく光栄に存じます。その責任の重大さを痛感して次第でございます。幸いにいたしまして、優れた小森議長のもと、議会が公正に、しかも、円滑に運営されますよう、及ばずながら精神誠意努力いたしたいと存じております。皆様方の格別なるご協力をお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

	議長	小森嘉孝君 只今当選されました、國部雅人副議長の就任承諾の挨拶が終わりましたので、案件の選挙第2号中、副議長氏名欄に國部雅人と記入願います。
日程第7	議長	小森嘉孝君 日程第7、議席の指定を行います。議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定しますが、遠別町議会の運営に関する基準により、1番は議長、8番は副議長となりますので、ご了承願います。暫時休憩します。
		休憩（10：52）※休憩中に議席を決めるくじを引く。 再開（10：55）
	議長	小森嘉孝君 会議を再開します。議席番号と議員諸君の氏名を局長から朗読させます。
	事務局長	柳井宏紀君 議席番号1番、小森嘉孝。議席番号2番、橋本初昭。議席番号3番、大石幸夫。議席番号4番、白井金治。議席番号5番、山本仁美。議席番号6番、白幡広喜。議席番号7番、山下悟。議席番号8番、國部雅人。以上です。
	議長	小森嘉孝君 只今、朗読したとおり、議席を指定します。議席が決まりましたので、それぞれ名札を抜いて、只今、指定の議席に名札を移動し、着席願います。
		（各議員議席へ移動）
日程第8	議長	小森嘉孝君 日程第8、常任委員会委員の選任を行います。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条1項及び第4項の規定により、議員全員を総務産業常任委員会委員に選任したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、総務産業常任委員会委員に議員全員を選任することに決定しました。暫時休憩します。昼食のため、1時15分まで休憩とします。
		休憩（10：57）※休憩中に同意第1号、同意第2号の議案 再開（13：15）差し替え配付
	議長	小森嘉孝君 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を再開します。休憩中に、

		総務産業常任委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果について報告いたします。総務産業常任委員会委員長に山本仁美君、副委員長に白井金治君。以上のとおり互選された旨、報告がありましたので、決定します。
日程第 9	議長	小森嘉孝君 日程第 9、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 4 項の規定により、國部まさと君、山本…失礼いたしました、國部雅人君、山本仁美君、白井金治君。以上のとおり、指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、只今指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。暫時休憩します。
		休憩 ( 1 3 : 1 6 ) 再開 ( 1 3 : 1 6 )
	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。諸般の報告を行います。休憩中に議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果について報告します。議会運営委員会委員長に國部雅人君、副委員長に山本仁美君。以上のとおり互選された旨、報告がありましたので、決定します。
日程第 1 0 日程第 1 1	議長	小森嘉孝君 お諮りします。日程第 1 0 と日程第 1 1 の選挙第 3 号、選挙第 4 号の 2 件は、いずれも一部事務組合議会議員の選挙であり関連しておりますので、一括議題としてよろしいでしょうか。 (「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。よって、日程第 1 0、選挙第 3 号、西天北五町衛生施設組合議会議員の選挙、日程第 1 1、選挙第 4 号、北留萌消防組合議会議員の選挙、以上 2 件について一括議題とします。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦にするこ

		とに決定しました。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君	異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。選挙第3号、西天北五町衛生施設組合議会議員に、大石幸夫君を指名します。お諮りします。只今、議長において指名しました、大石幸夫君を当選人とすることにご異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君	異議なしと認めます。したがって、只今指名しました、大石幸夫君が当選されました。只今、西天北五町衛生施設組合議会議員に当選されました、大石幸夫君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。選挙第4号、北留萌消防組合議会議員に、白幡広喜君を指名します。お諮りします。只今議長において指名しました、白幡広喜君を当選人とすることにご異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君	異議なしと認めます。したがって、只今指名しました、白幡広喜君が当選されました。只今、北留萌消防組合議会議員に当選されました白幡広喜君が議場におられますので、会議規則第32条第2条の規定によって、当選の告知をします。只今、一括議題といたしました、各一部事務組合の議員の氏名及び生年月日について局長から報告させますので、案件ごとにそれぞれ記入願います。
事務局長	柳井宏紀君	それでは、各一部事務組合議員の氏名、生年月日を申し上げます。選挙第3号、西天北五町衛生施設組合議会議員に大石幸夫議員、昭和26年7月18日生まれ。選挙第4号、北留萌消防組合議会議員に白幡広喜議員、昭和42年9月12日生まれ。以上です。
日程第12	議長	小森嘉孝君 日程第12、同意1号、監査委員の選任についてを議題とします。総務課長坂川敏文君。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 只今上程されました、同意第1号、監査委員の選任について、

	提案理由及び内容の説明をいたします。 説明（記載省略）※説明一時中断
議長	小森嘉孝君 暫時休憩します。
	休憩（１３：２２） 再開（１３：２５）
議長	小森嘉孝君 再開いたします。改めて総務課長坂川敏文君、はい。
総務課長	坂川敏文君 大変申し訳ありません。 説明（記載省略）
議長	小森嘉孝君 これより質疑に入るわけですが、人事案件であり、先例に倣い 討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議 ございませんか。
	（「異議なし」との声あり）
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。これより同意第１号について採決を行 います。その方法は、無記名投票をもって行いますので宣告いた します。これより無記名投票を行います。議場の出入口を閉めます。
	（議場閉鎖）
議長	小森嘉孝君 只今の出席議員数は７名です。次に立会人を指名します。会議 規則第３１条第２項の規定により、立会人に國部雅人君及び山下 悟君を指名します。投票用紙を配ります。投票用紙の記入は、○ ×方式で行います。本案に賛成の方は○と、反対の方は×と、投 票用紙に記入願います。なお、白票は会議規則第８０条の規定に より、否とみなします。
	（投票用紙配付）
議長	小森嘉孝君 投票用紙の配付漏れはありませんか。
	（「なし」との声あり）
議長	小森嘉孝君 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。
	（投票箱の点検）
議長	小森嘉孝君 異状なしと認めます。只今から投票を行います。投票にあつ ては、事務局長に点呼させますので、呼ばれた議員は順次、投票

		用紙に記載の上、投票してください。
事務局長	柳井宏紀君 橋本初昭議員。	
		(投票)
事務局長	柳井宏紀君 大石幸夫議員。	
		(投票)
事務局長	柳井宏紀君 白井金治議員。	
		(投票)
事務局長	柳井宏紀君 山本仁美議員。	
		(投票)
事務局長	柳井宏紀君 白幡広喜議員。	
		(投票)
事務局長	柳井宏紀君 山下悟議員。	
		(投票)
事務局長	柳井宏紀君 國部雅人議員。	
		(投票)
議長	小森嘉孝君 投票漏れはありますか。	
		(「なし」との声あり)
議長	小森嘉孝君 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。 國部雅人君及び山下悟君、開票の立会いをお願いします。	
		(開票)
議長	小森嘉孝君 開票の結果を報告します。投票総数7票。投票総数の内、有効投票7票、無効投票0。有効投票の内、賛成7票、反対0票。以上のおおり、賛成が全員であります。したがって、同意第1号は、原案のおおりこれに同意することに決しました。議場の出入口を開きます。	
		(議場開放)
日程第13	議長 小森嘉孝君 日程第13、同意第2号、監査委員の選任についてを議題とし	

		ます。総務課長坂川敏文君、はい。
	総務課長	坂川敏文君 只今上程されました、同意第2号、監査委員の選任について、提案理由及び内容の説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 地方自治法第117条の規定により、橋本初昭君は除斥の対象になりますので、退場を求めます。 (橋本議員退場)
	議長	小森嘉孝君 本件については人事案件でありますので、質疑を省略してよろしいですか。 (「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認め質疑を省略します。お諮りします。同意第2号、討論省略、採決してよろしいですか。 (「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。この採決は起立によって行います。同意第2号について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。 (全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。よって、同意第2号はこれに同意することに決しました。本案の審議が終了しましたので、除斥の橋本初昭君は着席願います。 (橋本議員入場)
日程第14	議長	小森嘉孝君 日程第14、報告第5号、専決処分の承認について（遠別町税条例の一部改正について）を議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。住民課長西尾英樹君。
	住民課長	西尾英樹君 只今上程されました、報告第5号、専決処分の承認について、提案理由及び内容についてご説明いたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。2番橋本初昭君。

2番	橋本初昭君 はい、まず35条の森林環境税、これ附則で令和6年から課税 っていうふうになってますが、多分これ、1人1,000円、令 和6年から今5,000円のが6,000円になるという考 え方でいいですか。
議長	小森嘉孝君 西尾英樹君。
住民課長	西尾英樹君 はい、議員のおっしゃるとおりで、1人1,000円というこ とで間違いございません。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 参考なんですけど、令和4年度の町民税で均等割、何人の方が課 税されるか、参考のために教えてください、お願いします。
議長	小森嘉孝君 住民課長西尾英樹君。
住民課長	西尾英樹君 はい、すいません。ちょっと今、把握してなかったものですか ら、後ほど回答させていただきたいと思います。
	(「はい」との声あり)
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 当然これ、令和6年からの森林環境税の課税ですから、1年間 の執行猶予があると。ていうことは、町民に対して、新しく税金 が増えますよっていう周知期間が必要であるっていう考え方か ら今の条例改正だと思うんですが、その周知方法はどのように考 えておりますか。
議長	小森嘉孝君 住民課長西尾英樹君。
住民課長	西尾英樹君 周知の方法につきましては、広報誌、あとあるいはそうですね、 ホームページですね、といったもので周知していくようなことを 考えております。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。



	2番	橋本初昭君 次に国保の限度額の関係なんですが、一応国保は、医療分、後期高齢者の支援分、介護分の3本柱で限度額っていうのは決まってると思うんですが、これ条例バラバラなものですから、1本、1本、改正前の限度額、改正後の限度額、教えていただけないでしょうか。
	議長	小森嘉孝君 住民課長西尾英樹君。
	住民課長	西尾英樹君 すいません。ちょっと後ほど答弁させていただきます。
	2番	橋本初昭君 この議会内でいいですか、この会期内でいいですか、わかりました。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。 (「はい」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 大丈夫ですか。ほかにございませんか。無いようでございますので、本案に対する質疑は終わります。先ほど説明できなかったことにつきましては、後ほどご説明をいただきたいと思います。お諮りします。報告第5号、討論省略、採決してよろしいですか。 (「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。報告第5号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。 (全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、報告第5号は原案のとおり承認することに決定しました。
日程第15	議長	小森嘉孝君 日程第15、報告第6号、専決処分の承認について(令和4年度遠別町一般会計補正予算(第9号)について)を議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、報告第6号、専決処分の承認について、内容の説明をいたします。
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。ありませんか、5番山

	本仁美君。
5 番	山本仁美君 はい、11頁の一般寄附金についてね、30万、新規、違いました。歳出でないですか。歳出歳入一緒でないんですか。一緒でなく。
議長	小森嘉孝君 いや、だめ。
5 番	山本仁美君 今、歳出、最初。歳出ですか。
議長	小森嘉孝君 休憩します。
	休憩（14：02） 再開（14：02）
議長	小森嘉孝君 再開します、一緒にしてます。
5 番	山本仁美君 はい、この11頁の一般寄附金ですけども、この30万、これ新規になってるんですけども、これ1名の方の寄附金なんだろうかね、これ教えてください。
議長	小森嘉孝君 すいません、緒方教育次長。
教育次長	緒方章君 はい、こちらのほうは私のほうから答えさせていただきます。名前は申し上げないほうがいいと思いますので、あくまでも個人ではなく、団体ということになります。以上です。
	（「わかりました、はい」との声あり）
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。
	（「はい、わかりました」との声あり）
議長	小森嘉孝君 はい、ほかにございませんか。2番橋本初昭君。
2 番	橋本初昭君 歳出の15頁、橋梁維持の長寿命化設計業務委託、470万ほど増額なってますが、これの内容をお知らせください。
議長	小森嘉孝君 すいません、高田建設課長。
建設課長	高田博之君 これにつきましては、配分された事業費について、残額を繰越

	しして執行するよう指示がありましたので、その分を繰越して執行するため補正増ということにしております。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 じゃあこれは、繰越明許ってことですか。
議長	小森嘉孝君 高田建設課長。
建設課長	高田博之君 はい、繰越明許で、今回、2表のほうで掲載させていただいております。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 箇所付けはされてるのでしょうか。
議長	小森嘉孝君 高田建設課長。
建設課長	高田博之君 これにつきましては、今年度、令和5年度の予算で執行を予定しておりました、基線1号橋の橋梁の設計分に充てさせていただくことに、予定しております。
議長	小森嘉孝君 ほかございませんか。7番山下悟君。
7番	山下悟君 はい、13頁の5目、財産管理費。こちら積立金の中の公共施設等整備基金積立金の6,000万は、これ何に対しての6,000万なのでしょうか。
議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 はい、6,000万につきましては、特定である、この物っていうものは基本的にはございません。で、今後の公共施設の整備に関わる基金として、今年度予算から大型事業を見込んでいるということもありまして、今回決算剰余金が、財政調整基金の繰入れもなくなるというような状況で、財源の調整のために、公共の基金に積むという方法をとっております。以上です。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。

		(「はい」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 ほかにございませんか。以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りします。報告第6号、討論省略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。報告第6号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、報告第6号は原案のとおり承認することに決定しました。
日程第16	議長	小森嘉孝君 日程第16、報告第7号、専決処分の承認について（令和4年度遠別町簡易水道特別会計補正予算（第3号））についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。建設課長高田博之君。
	建設課長	高田博之君 はい、只今上程されました、報告第7号、専決処分の承認について、内容の説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。2番橋本初昭君。
	2番	橋本初昭君 すいません、これ起債が20万減額なってるってことは、事業費も3月に減額してるんでしょうか。普通はこれリンクしますよね、事業費の執行残と。起債がおちてるんだから。事業費の補正っていうのはどうなったんでしょうか。
	議長	小森嘉孝君 高田建設課長。
	建設課長	高田博之君 3月の時点で、事業費、最終確定して、まだ工事が完了してなくて、確定しておりませんでしたので、3月の時点では補正の減をしておりません。ですので、今回、工事費の執行額が280万1,600円となっておりますので、それに合わせて起債額を20万円減額させていただいて、その分の20万円を一応、一般会計の繰入金ということで、財源の調整させていただいております。

	す。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 今、工事費の執行残が出たというお話ですよ。工事費は、さわなくてよかったのでしょうか。
議長	小森嘉孝君 高田建設課長。
建設課長	高田博之君 今回、工事費については、残額が10万ちょっと、19万弱になりますので、補正のほうは、ちょっと歳出のほうはしないで、歳入のほうだけの調整ということでさせていただいております。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 いや、そうであれば、別に繰入れなくして、何も一般会計に迷惑かけないで、額小さくできたんじゃないのでしょうか。考え方違います。
議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 申し訳ありません、起債額の借入れ、議員もご承知のとおり、10万円単位のどうしても借入れとなります。当然、歳出の部分、今回20万円減額、起債借入れが減額となっていることは、それ未満の部分というのは、確かに借入れができなくなるので、歳出も10万円とかっていう金額は落とすことは可能なんですけども、そこまでの調整を取るか、取らないかちゅうところもあります、実際のところ。必ずしも千円単位まで整理するのが、正規な方法だとは思いますが、起債額の借入額が20万円おちたということで、それに対する財源調整として繰入金を充当してるというふうにご理解いただければと思います。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 いや、今の説明は、歳出で10万円を落として、借入れが10万円単位だから繰入れを10万にしましたという説明なら、今の説明でいいですよ。何も10万円調整しなくても、執行残10万円落として、起債を、繰入れを10万円減額してもいいんじ

	やないでしょうか。まあ、考え方ですけど。
議長	小森嘉孝君 暫時休憩します。
	休憩（１４：１２） 再開（１４：１６）
議長	小森嘉孝君 会議を再開します。説明あれば求めます。いいですか、説明なしでいいですか。要らないですか。じゃあ、ほかにございませんか。以上で、本案に対する質疑は終わります。お諮りします。報告第７号、討論省略、採決してよろしいですか。
	（「異議なし」との声あり）
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。報告第７号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
	（全員起立）
議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、報告第７号は、原案のとおり承認することに決定しました。暫時休憩します。１４時３０分まで。
	休憩（１４：１７） 再開（１４：３０）
議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。住民課長西尾英樹君から発言を求められておりますので、これを許します。西尾英樹君。
住民課長	西尾英樹君 すいません、先ほどの橋本議員の質問に対してお答えしたいと思えます。まず、１点すいません、修正がございまして、森林環境税の１，０００円、１人１，０００円というところの中で、５，０００円が６，０００円になるのかってというような質問だったのでしょうか。申し訳ありません、それにつきましては、現在、復興増税分ということで、１，０００円、今現在ですね、課税になっておりますが、そちらが時限で、５年度限りで終わりますものですから、６年度に森林環境税１，０００円増えますが、総額５，０００円に変わりはございません、はい。続きまして、令和４年度の均等割の課税人数でございませけれども、こちらは、１，２３４人となっております。で、最後にですね、国民健康保険税のそれぞれ３つの限度額につきまして、まず、医療給付費分につきましては、６５万円ということで、こちらは変わりはありません。

	で、後期高齢者の支援資金分ということで、こちらが令和4年度は20万円、うん、令和…、4年…、5年度、20万円というのが、22万円に2万円上がりますと、で、最後に介護納付金分になりますけども、こちらが17万円となっております変更はございません。以上です。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。
	(「ちょっといいですか」との声あり)
議長	小森嘉孝君 今の関連で質問を許します。2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 今、均等割で1,235人。まあ、4年度実績で。このままいけば、123万5,000円、森林環境税が上昇になるんですね。その部分は、基金へ積み立てってという形になるんですか。総務課長でもいいよ。
議長	小森嘉孝君 暫時休憩します。
	休憩(14:33) 再開(14:39)
議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。2番橋本初昭君の答弁をお願いいたします。坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 申し訳ございません。まず、先ほどご質問にあった、令和4年度のその均等割の部分に関しての1,000円掛ける人数ということでの120万かと思うんですが、それにつきましては、まっすぐ町の譲与税の基金に積むというわけじゃなくてですね。
	(「いや違う、ちょっと座って」との声あり)
2番	橋本初昭君 僕言ったのは。
議長	小森嘉孝君 ちょっと、橋本議員、ちょっとお待ちください。ちょっとお待ちください。答弁は。答弁中断。
2番	橋本初昭君 いや、僕聞ってる答えと違うから。
議長	小森嘉孝君 ちょっと休憩します。

		休憩（１４：３９） 再開（１４：４１）
	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。坂川総務課長。
	総務課長	坂川敏文君 はい、先ほどのご質問ですが、均等割のかかった令和４年度の １，２００人に対しての１，０００円の譲与税分につきましては、 市町村のほうから、道なりを経由して、その分一旦お支払いして、 その後、森林環境譲与税として、市町村に交付されますので、そ の交付された部分が基金に積み立てるといような流れになる と思います。
	議長	小森嘉孝君 以上でこの件については終了します。続きまして、日程第１８、 議案第２８号、令和５年度遠別町一般会計補正予算（第１号）を 議題とします。
		（「２７号やってない」との声あり）
日程第２７	議長	小森嘉孝君 え、２７。２８。２８だ。失礼いたしました。失礼いたしまし た。１頁とんでおりました。日程第１７、議案第２７号、財産の 取得について（ロータリー除雪車）を議題とします。提案理由及 び内容の説明を求めます。建設課長高田博之君。
	建設課長	高田博之君 はい、只今上程されました、議案第２７号、財産の取得につい て、提案理由及び内容の説明をいたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。ありませんか。以上で、 本案に対する質疑は終わります。お諮りします。議案第２７号、 討論省略、採決してよろしいですか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第２７号について、原案に賛成の諸 君の起立を求めます。
		（全員起立）
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第２７号は原案のとおり 可決されました。



日程第18	議長	小森嘉孝君 日程第18、議案第28号、令和5年度遠別町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 はい、只今上程されました、議案第28号、令和5年度遠別町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由及び内容についてご説明いたします。 説明（記載省略）
	議長	小森嘉孝君 これより本案に対する質疑を行います。歳出全般について行います。6頁から7頁の2頁です。8番國部雅人君。
	8番	國部雅人君 6頁、繰出金。簡易水道特別会計繰出金、2,170万ありますが、これ受け側の簡水会計補正されてませんが、必要ないんですか。
	議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
	総務課長	坂川敏文君 はい、これにつきましては、水道料金の軽減対策として、簡易水道会計のほうに繰り出すための財源ではありますが、おっしゃるとおり、当然、簡水会計で受入れしますので、補正、歳入の補正も伴うことが当然であるとは、十分理解するんですけども、事業費についてですね、こちらの事業も最終的には、一応予定としては12月までの7か月間、7か月間を予定しておりまして、その間の事業費が確定した際にですね、簡易水道会計の料金収入の減額と繰入金が増額ということでイコールになりますので、その際に簡水会計の収入については整理したいと考えております。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。
	8番	國部雅人君 つまりあの、あ。
	議長	小森嘉孝君 8番國部雅人君。
	8番	國部雅人君 つまり、収入分の減と予算ではイコールなので補正してないという、当初のね、考えでよろしいでしょうか。

議長	小森嘉孝君 坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 はい、歳入につきましてはですね、歳出については当然、予算がなければ執行ができないという形になりますけども、受ける部分に関してはですね、予算の補正がなくてもですね、基本的には受けることが可能であるので、実際補正するとなると、確かに現段階で同じ金額を繰入金としてみるのが、当然かとも思いますけども、最終的に事業費が確定して、また新たに補正を組むと、料金収入と合わせての整理をしなければならぬので、その部分に関してですね、大変申し訳ないんですが、こういった手法を取らせていただきました。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。ほかに、2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 6頁なんですが、新型コロナウイルス感染対策事業、6頁じゃねえや、あの、電力ガス食料品等価格高騰支援支援、重点支援事業。
議長	小森嘉孝君 議員、橋本議員、ちょっと何頁ですか。
2番	橋本初昭君 6頁。
議長	小森嘉孝君 6頁の、はい。
2番	橋本初昭君 それでこれ、住民税非課税世帯、これ、コロナ始まって3年なりますけど、この非課税世帯の給付金事業って何回目になります。
議長	小森嘉孝君 7頁ですね。
2番	橋本初昭君 6頁。
議長	小森嘉孝君 6頁。6頁。主要施策、はい。小林福祉課長。
福祉課長	小林大輔君 はい、はい、これまで令和3年度から始まりまして、令和3年度1回目終わって、そこで該当にならなかった方が令和4年度2回目ありました。で、その後ですね、3回目ですね、今回3回目

	という形で、対象に、事業設定しております。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 これあくまでも国の基準が非課税世帯ですから、それにただ合わせてるっていう考え方ですか。てことは、例えばほかの町村見ると、非課税世帯だけじゃなくて、義務教育、中学生がいる子どもの均等割世帯だとか、町独自に上乘せしてる町村があるんですけど、うちの場合は全くそういう考えはないと。
議長	小森嘉孝君 いい、富士原副町長。
副町長	富士原栄治君 自分のほうからこた…、橋本議員の質問に答えさせていただきたいと思います。一応、国のほうの低所得者世帯支援というのが、令和5年度の住民税非課税世帯に対しての、に、の支援ということなんで、うちの町としては、その世帯について支援するっていうことで、ほかの町とは若干違いますが、して、限度額については、一応、国のほうとしては、一応、上限を3万円っていうことで、一応、限度額、概算で交付されてるところですが、うちとしては、そのまま3万円っていうことで交付することにしております。
議長	小森嘉孝君 2番橋本初昭君。
2番	橋本初昭君 いや、そうではなくて、ずうっとこれで3回目ですよ、非課税世帯、非課税世帯で。私言ってるのは、収入が大した変わらないんですよ、均等割も非課税も。調べたら、たかが年収10万から15万の差しかないんですよ。したらそうした中で、遠別町独自に一般財源で追加支給する考えは全くないんですか。
議長	小森嘉孝君 笹川町長。
町長	笹川洸志君 議員おっしゃることを分らんわけではないんですが、ただ、やっぱり全体として、その財源がどうなるかっていう、これは、国からの特例、コロナ感染症の特例交付金をいただいての事業を進めてるという状況の中で、一般財源かなりこう厳しい状況の中で、一般財源をメインにしてつぎ込むっていうことは、かなりこう厳しい状況にあるっていうことを、って私は理解をしております。

	<p>して、本来からいけば政策的な判断をしなければいけないことだというふうには思っておりますけども、現状としてはちょっと無理があるのかなという思いで今いるところです。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 2番橋本初昭君。</p>
2番	<p>橋本初昭君 いや、一般財源厳しいのは分かります。ただ、さっきの専決処分である公共施設に6,000万積み立てる金があるのであれば、その500万ぐらいこっちによっこしたって、十分捻出できる考え方だってあるわけです。分かりますよ、ただ、単純に6,000万積んで、町民がよろぶかないか、500万ぐらいよっこして、非課税世帯じゃなくて均等世帯の、義務教育の子どもを扶養してる世帯、たかだか追給したって100世帯、3万で300万。無理なお金ではないんでしょうか、どうでしょう。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 ちょっとお待ちください。橋本議員、質問は簡潔に、なるべくお願いしたいと思います。質問は3回までということをお願いしたいと思います。 笹川町長。</p>
町長	<p>笹川洸志君 非課税世帯と課税世帯、ほんの差だっていうような話も最初の質問でありました。私もそう思ってます。これやっぱり、ラインをどこに引くかっていうことがね、これが一番問題だというふうには思っております。これ、課税世帯であっても苦しいってのは、十分私も理解しているところです。今後この対応については、もうちょっとこの後のコロナの情勢がどうなってくるのか。例えば、電気料金等についてもまだまだ上がるのではないのかなっていうような、そういう見通しもないわけではないというような状況の中で、今後対応させていただきたいというふうに思います。</p>
議長	<p>小森嘉孝君 以上で歳出の質疑は終わります。次に歳入について行います。5頁の1頁です。ありませんか。以上で歳入の質疑は終わります。歳入歳出全般について質疑を行います。</p>
	<p>(「なし」との声あり)</p>
議長	<p>小森嘉孝君 以上で本案に対する質疑は終わります。お諮りします。議案第28号、討論省略、採決してよろしいですか。</p>
	<p>(「異議なし」との声あり)</p>

	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第28号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。
日程第19	議長	小森嘉孝君 日程第19、議会運営委員会の調査活動についてを議題とします。議会運営委員長から地方自治法第109条第3項の事項について、閉会中に議会運営に関わる調査、調整活動を行いたい旨、申出がありましたので、本日から令和6年3月31日までの期間において、これを許可したいと思います。これにご異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出どおり、閉会中における調査、調整活動を許可することに決定しました。
閉会	議長	小森嘉孝君 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了しました。これにて、令和5年第3回遠別町議会臨時会を閉会します。本日はご苦労様でした。